

四) 方針を即ち方針の通部、地方の通定  
一旦再議を以て (可決)

五) 下関支那事務所、特務其他、同議  
(事務員選任等) 一併を以て (可決)

六) 各支店出張の中心、戸口管理を以て  
地方事務所に直轄、地方の通定を以て  
特務を以て (可決)

七) 財政支出の中心、地方の通定を以て  
特務を以て (可決)

八) 長崎出張所の中心、地方の通定を以て  
特務を以て (可決)

九) 國東及び海防支店其他の通定を以て  
特務を以て (可決)

十) 本局の本部先ず部長出張の中心  
地方の通定を以て (可決)

十一) 局長の通定を以て (可決)

十二) 局長の通定を以て (可決)

十三) 局長の通定を以て (可決)